

第2次天童市障がい者プラン (素案)

—ともに生きる地域社会をめざすために—

平成23年3月

天童市

目 次

第1章	プラン策定にあたって	
第1節	第2次障がい者プランの概要	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の基本目標	1
4	計画の期間	2
5	計画における対象者	2
6	計画の性格及び位置付け	3
第2章	障がい者の現状と推移	
第1節	障がい者の状況	4
1	身体障がい者の状況	4
2	知的障がい者の状況	6
3	精神障がい者の状況	7
4	障がい者の雇用・就業の状況	7
第3章	施 策	
第1節	ノーマライゼーションの実現	8
1	啓発・広報の充実	8
(1)	啓発活動の充実	8
(2)	地域福祉の推進	8
(3)	福祉教育の推進	9
(4)	相互交流の促進	9
2	生活環境の整備充実	10
(1)	住宅環境の整備	10
(2)	公共空間の整備	10
(3)	移動手段の確保	10
(4)	生活安全の確保	11
第2節	障がい者の自立促進	12
1	雇用就労の促進	12
(1)	一般就労の促進	12
(2)	福祉的就労の場の拡大	12
2	スポーツ、生涯学習、社会活動等への参画の促進	13
(1)	スポーツ、レクリエーション活動への参加の促進	13
(2)	生涯学習の推進	13
(3)	障がい者団体の活性化	14

(4) 社会活動への参画の促進	14
第3節 障がいの早期発見と療育指導体制の充実	15
1 保健・医療の充実	15
(1) 乳幼児期の保健と療育の充実	15
(2) 医療と医学的なりハビリテーションの充実	15
(3) 心と体の健康づくりの推進	16
2 療育・教育体制の充実	17
(1) 特別支援教育体制の充実	17
(2) 特別支援教育の推進	17
(3) 就学前保育・教育等の充実	18
第4節 在宅福祉サービスの充実	19
1 在宅生活支援サービスの充実	19
(1) 在宅生活支援の充実	19
(2) 日中活動支援の充実	19
(3) 居住の場支援の充実	20
(4) 相談支援体制の充実	20
(5) コミュニケーション支援の促進	21
(6) 権利擁護の推進	21
第5節 福祉施設の整備充実	23
1 福祉施設の整備充実	23
第4章 計画の推進	
第1節 計画の推進	24
第2節 推進体制の整備	24
※ 用語の解説	25

第1章 プラン策定にあたって

第1節 第2次障がい者プランの概要

1 策定の趣旨

全国的に少子高齢化が急激に進行するなど、社会情勢が変化を続けている中、障がい者全般においても、障がいの重度化、高齢化の傾向にあります。

また、精神障がい者の増加、核家族化の進行による家庭での介助、支援機能の低下、障がい者を取り巻く環境が変化しており、障がい者施策における対応が求められています。

国では、平成16年度に障がい者への総合的な施策を法的に定めた障害者基本法が改正され、国や地方公共団体の責務として権利の擁護・差別の防止、障がい者の自立、社会参加の支援等が明記されました。また、市町村に対しては、障害者基本計画の策定が義務化されました。

本市では、障がいのある人もない人も共に暮らす社会（ノーマライゼーション）を実現するため、平成10年3月に第1次天童市障がい者プラン（市障害者基本計画）を策定し、「天童市福祉の里整備基本計画」等に基づく環境づくりをしてきましたが、障害者自立支援法の施行を受け、計画の見直しを行うものです。

なお、見直しに当たっては、第3次山形県障がい者計画「新輝きの福祉プラン」との整合性を保ち、近年における障がい者福祉を取り巻く環境の変化に対応し、地域に暮らしているすべての人が生き生きと生活できる社会の実現をめざします。

2 計画の基本理念

障がい者プランにおける基本理念は、「あたたかな障がい者福祉」実現のため、「障がいのある人もない人も能力や適性に応じて、地域で安心して暮らせるよう誰もが人格と個性を尊重しあう共生社会を目指すこと」とします。

3 計画の基本目標

(1) ノーマライゼーションの実現

地域で生活していくためには相手を理解することが重要です。障がい者に対する差別や偏見といった心のバリアを解消するため、広報・啓発活動を行います。

また、福祉教育、ボランティア活動の推進や障がい者の社会参加を促進します。

生活環境においても、障がいのない人に障がいのある人を加えたすべての人が安心して生活できる社会の実現のため、地域社会全体でバリアフリー化を推進します。

(2) 障がい者の自立促進

公共職業安定所や山形高齢・障害者雇用支援協会、障がい者就業生活支援センター等の関係機関と連携し、就労支援の充実に努め、地域生活における障がい者の自立を支援します。

また、障がい者の文化活動やスポーツ活動への参加を通じ、社会活動への

参画を促進します。

(3) 障がい者の早期発見と療育指導体制の充実

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見、早期療育及び治療体制の充実に努めます。

障がい児が地域の中で自分らしく生きていくことができるように、障がいの特性や状況に応じた保育、教育体制の整備に努めます。また、障がい児及びその家族並びに学校に対する相談、支援体制の充実に努め、個々の状況に応じた教育環境づくりに努めます。さらに、障がい者が学校と家庭で豊かな生活を送ることができるよう、福祉、教育等関係機関が連携していきます。

(4) 在宅福祉サービスの充実

地域社会での生活を支えるため、相談支援機能の充実や訪問介護、短期入所、デイサービス、グループホーム等の在宅福祉サービスの充実に努めます。また、手話奉仕員の派遣、手話通訳者の配置、福祉タクシー制度の充実等障がい者の社会参加のための事業を促進します。

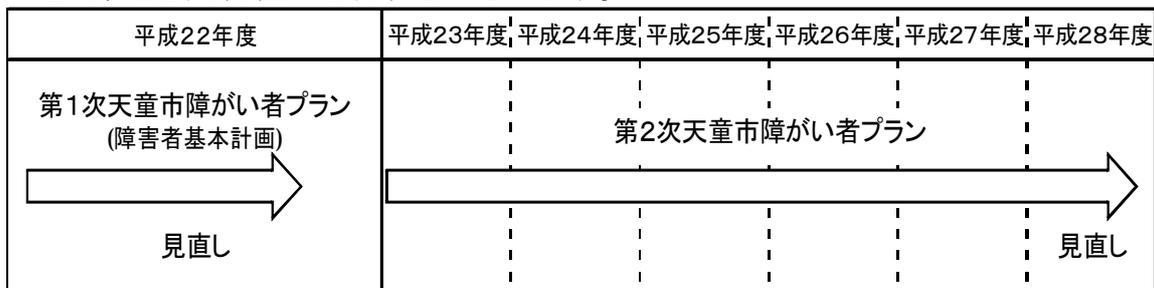
(5) 福祉施設の整備

住み慣れた地域社会での生活ができるようにするためには、在宅福祉、地域福祉の充実に努めます。

また、家族のいない重度の障がい者や自立できない人には、援護する施設が必要となります。既存の社会資本を効率的に利用するとともに、社会福祉法人の施設設置、整備等に対する支援を行います。

4 計画の期間

本計画は、平成23年度を初年度とし、第六次天童市総合計画の目標年次である平成28年度までの6か年の計画とします。なお、社会情勢等の変化に応じて、適時、必要な見直しを行うものとします。



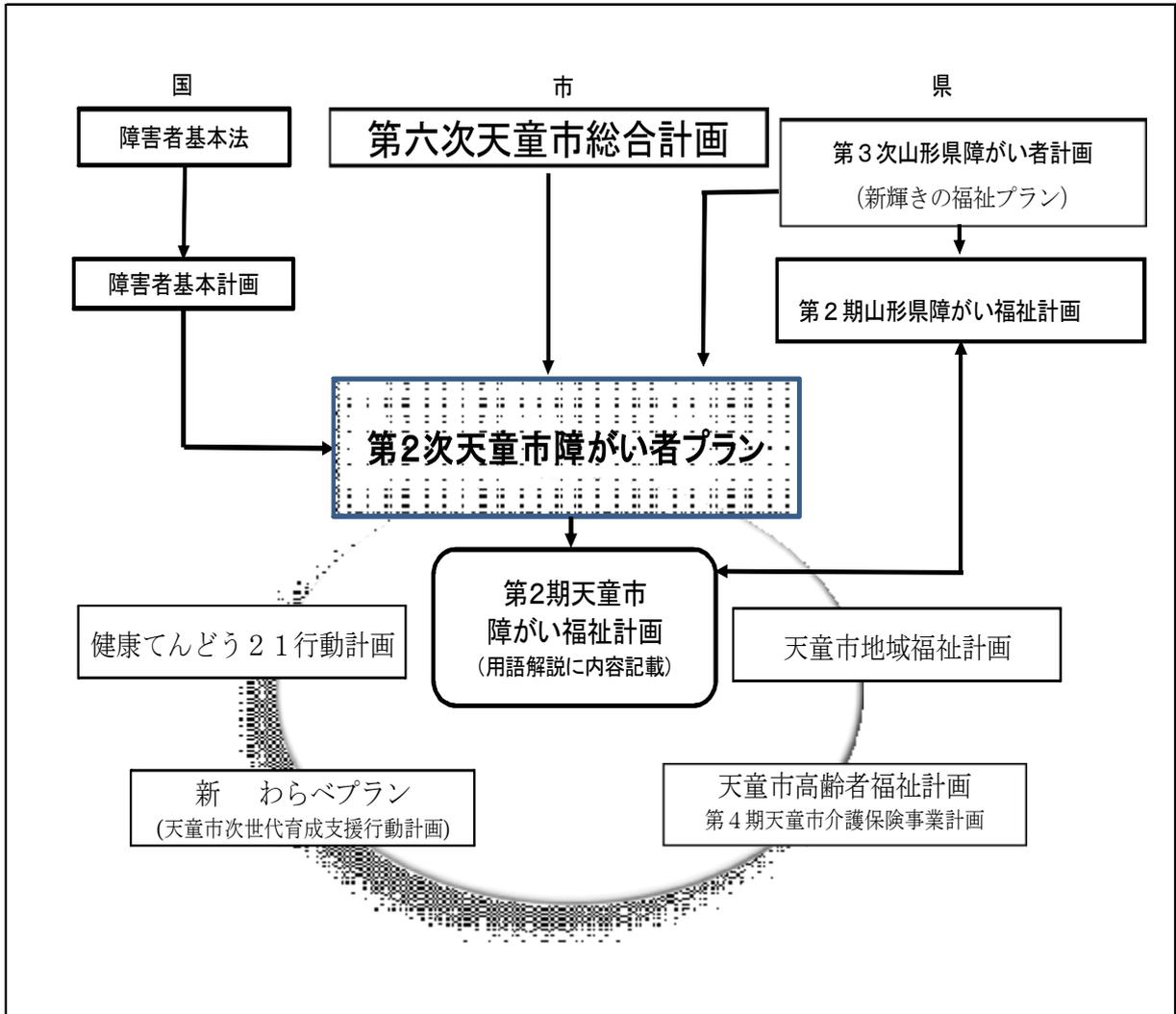
5 計画における対象者

障がい者が安心して生活できる社会の実現を果たすためには、地域住民の理解と協力が不可欠なことから、全市民が本計画の対象者となります。

本計画の障がい者の定義は、障害者基本法第2条で規定する身体、知的及び精神に障がいがあるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人並びに発達障害者支援法第2条に規定する自閉症、アスペルガー症候群等の発達障がいのある人としてします。

6 計画の性格及び位置付け

本計画は、障害者基本法第9条第3項の規定により、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画として、第六次天童市総合計画に即して策定するものであり、本市の障がい者の施策を総合的に推進するための基本計画です。



第2章 障がい者の現状と推移

第1節 障がい者の状況

1 身体障がい者の状況

本市における身体障がい者の数（身体障害者手帳所持者数）は、平成22年3月31日現在2,685人であり、市の総人口62,176人に対する割合は、約4.3パーセントとなっています。うち、18歳未満（障がい児）は40人（1.5%）、18歳以上（障がい者）は、2,645人（98.5%）となっています。

また、身体障害者手帳1・2級（重度障害）所持者が42.9パーセントと約半数を占めています。障がい種類別では、肢体不自由、内部障がいの合計が全体の86.7パーセントとなっています。

身体障害者手帳所持者 (単位：人)

年度	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成17年度		795	335	358	578	257	180	2,503
平成18年度		822	337	379	604	251	190	2,583
平成19年度		795	326	369	616	255	195	2,556
平成20年度		818	315	379	646	256	196	2,610
平成21年度		834	319	402	673	266	191	2,685

(各年度末現在、資料：市健康課)

障がい種類別身体障がい者の数 (単位：人)

年度	区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体	内部	計
平成17年度	18歳未満	2	2	0	17	6	27
	18歳以上	156	209	27	1311	773	2,476
平成18年度	18歳未満	1	4	0	20	7	32
	18歳以上	157	212	25	1,326	831	2,551
平成19年度	18歳未満	1	5	0	22	8	36
	18歳以上	147	197	24	1,327	825	2,520
平成20年度	18歳未満	1	5	0	23	10	39
	18歳以上	137	193	26	1,381	834	2,571
平成21年度	18歳未満	1	6	0	24	9	40
	18歳以上	134	189	28	1,423	871	2,645

(各年度末現在、資料市：健康課)

身体障がい者の等級及び障がい別人数

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視 覚	57	36	10	8	13	11	135
聴覚・平衡	24	32	24	25	1	89	195
音声・言語	2	3	13	10			28
肢 体	272	238	234	360	252	91	1,447
内 部	479	10	121	270			880
計	834	319	402	673	266	191	2,685

(平成21年度末現在、資料：市健康課)

身体障がい者の施設入所状況

(単位：人)

	山形県リ ハビリセ ンター	すげさわ の丘	梓 園	光生園	いきいき の郷	県コロニ ー協会	計
平成17年度	2	2	2	3	5	2	16
平成18年度	1	2	3	4	6	2	18
平成19年度	2	2	4	4	8	1	21
平成20年度	1	2	4	4	7	2	20
平成21年度	1	2	4	5	6	0	18

(各年度末現在、資料：市健康課)

2 知的障がい者の状況

本市における知的障がい者の数（療育手帳所持者数）は、平成22年3月31日現在286人であり、市の総人口に対する割合は、約0.5パーセントとなっています。そのうち、18歳未満（障がい児）は88人（30.7%）、18歳以上（障がい者）は198人（69.2%）となっています。また、療育手帳A（重度）所持者は94人（32.9%）、療育手帳B（中・軽度）所持者は94人（32.9%）となっています。

療育手帳所持者数

(単位:人)

	区分	A	B	計
平成17年度	18歳未満(児)	25	32	57
	18歳以上(者)	60	117	177
平成18年度	18歳未満(児)	23	42	65
	18歳以上(者)	66	120	186
平成19年度	18歳未満(児)	23	53	76
	18歳以上(者)	65	119	184
平成20年度	18歳未満(児)	21	59	80
	18歳以上(者)	68	122	190
平成21年度	18歳未満(児)	22	66	88
	18歳以上(者)	72	126	198

(各年度末現在、資料:市健康課)

知的障がい者の施設利用状況

(単位:人)

施設名	入所施設													通所施設							計			
	松風園	栄光園	愛光園	水明園	新生園	希望が丘ひめゆり寮	希望が丘しらさぎ寮	希望が丘まつのみ寮	希望が丘あさひ寮	希望が丘こだま寮	清流園	らふらんす大江	山形育成会	向陽園	計	蔵王通勤寮	グループホーム	ひまわり園	ばおぼ	わたしの会社		向陽園	大げやきの家	その他
平成17年度	2	4	1	1	3	3	4	6	6	7	4	2	11	3	57	1	6	29	0	1	1	0	1	32
平成18年度	2	3	1	1	3	3	5	6	4	5	4	2	11	4	54	1	6	31	0	1	1	1	1	35
平成19年度	2	3	0	1	3	3	5	6	1	5	5	2	11	4	51	1	6	33	3	1	1	1	7	46
平成20年度	2	3	0	1	3	3	5	6	0	2	5	2	11	4	47	2	10	34	5	1	1	2	12	55
平成21年度	2	3	0	1	3	3	5	5	0	2	4	2	11	4	45	2	10	37	5	1	1	2	13	59

(各年度末現在、資料:市健康課)

3 精神障がい者の状況

本市における精神障がい者の数（精神障害者保健福祉手帳所持者数）は、平成22年3月31日現在170人であり、市の総人口に対する割合は、約0.3パーセントとなっています。

手帳の等級別では、2級（中度）が最も多く1級（重度）、3級（軽度）の順となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

区分 年度	1級	2級	3級	計
平成17年度	72	57	17	146
平成18年度	75	66	24	165
平成19年度	69	77	19	165
平成20年度	78	91	23	192
平成21年度	70	74	26	170

(各年度末現在、資料：市健康課)

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、平成22年3月31日現在380人であり、市の総人口に対する割合は、約0.6パーセントとなっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数
(単位：人)

区分 年度	受給者数
平成17年度	559
平成18年度	458
平成19年度	366
平成20年度	416
平成21年度	380

(各年度末現在、資料市：健康課)

4 障がい者の雇用・就業の状況

平成22年6月1日現在における山形公共職業安定所管内の雇用率は、

1.53パーセントと法定雇用率1.8パーセントを下回っている状況となっています。

第3章 施 策

第1節 ノーマライゼーションの実現

1 啓発・広報の充実

(1) 啓発活動の充実

[現 状]

障がい者が自ら選択した場所に居住し、自立した社会生活を送るためには、市民の正しい知識と理解が重要となります。

昭和50年の国連総会で採択された障害者の権利宣言においては、長い間見過ごされてきた障がい者の権利に関し基本的権利と侵されやすい具体的な権利を明らかにして加盟各国にその保障を求めています。

さらに、昭和56年の国際障害者年を契機として、障がい者や障がい者福祉についての関心や理解が高まり、ノーマライゼーションの理念が世界に普及してきています。

我が国においては、平成16年に障害者基本法が改正され、障がい者への差別禁止規定が明文化されるとともに、「障害者の日（12月9日）」と「障害者週間（12月3日～9日）」が設けられました。

[課 題]

障がい者の多くは、生活の多くの場面で差別や偏見を感じており、その解消をめざしていくことが求められています。

また、市民に障がい者や障がい者福祉に対する関心や理解を深めてもらうために、マスメディア等の媒体の活用が期待されています。

[施 策]

障がい者福祉についての理解を深めるために、今後も、あらゆる媒体を利用した啓発活動を推進します。

- ① 市報てんどう、福祉ガイド、各種パンフレット、市ホームページ等の活用
- ② 社会福祉協議会機関紙等の福祉団体の広報に対する情報提供

(2) 地域福祉の推進

[現 状]

障がい者が地域において安心して暮らしていくためには、地域住民が日頃から障がい者を支えていくという共通認識を持つことが必要です。本市では、平成21年度に天童市地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進をめざしています。

[課 題]

社会福祉協議会、民生児童委員、障がい者相談員、自治会、老人クラブをはじめとする各種団体や市民により、支えが必要な方への日頃からの見守り活動が必要となっています。

[施 策]

社会福祉協議会と民生児童委員を中心とした地域福祉活動の活性化と組織化を図るとともに、ボランティア養成講座等を通じて、市民のボランティア活動への参加を促進していきます。

- ① 社会福祉協議会との連携による組織づくりの促進
- ② 民生児童委員、福祉推進員等による訪問活動支援
- ③ ボランティア養成講座等の開催によるボランティア育成と既存ボランティアグループへの支援

(3) 福祉教育の推進

[現 状]

市内の学校、幼稚園、保育園等では、障がいのある児童・生徒も障がいのない児童・生徒とともに教育・保育の実践を行っています。

[課 題]

福祉教育は、障がいのある児童・生徒と、障がいのない児童・生徒がともに学ぶ機会を作り、福祉の心を育てていくことが重要です。

また、学校、幼稚園、保育園等だけではなく、市民に対する生涯学習としての福祉教育を推進していく必要があります。

[施 策]

市内の学校、幼稚園、保育園、社会福祉協議会、医療機関、福祉施設等と行政が一体となった福祉教育を推進します。

- ① 学校、幼稚園、保育園等の各種行事を利用した福祉教育の推進
- ② 生涯学習や社会福祉協議会事業等による市民対象の学習会の開催

(4) 相互交流の促進

[現 状]

本市では、手話教室等を通じて障がい者との交流の場を設け、相互理解を図っています。

[課 題]

障がいや障がい者に対する理解を深めるため、障がいのある人とない人が相互に交流する機会を拡大していくことが必要です。

[施 策]

各種行事、イベント等に、障がいのある人とない人がともに参画し、誰もが楽しめるようにします。

- ① 障がい者を対象とした行事への障がいのない人の参加促進
- ② 障がい者施設等の授産所製品を取り扱う販売店の拡充

2 生活環境の整備充実

(1) 住宅環境の整備

[現 状]

本市における障がい者の持ち家率は、約8割となっています。地域において安心して暮らしていくために、暮らしやすい住宅の確保と改修費の助成を行っています。

[課 題]

障がい者が生活する住宅を確保し、安全で快適な場所に改良していくことが必要となっています。

[施 策]

障がい者が地域において安心して暮らしていくため、住宅環境の整備に努めます。

- ① 日常生活用具給付事業による住宅改修等の利用促進
- ② 一般住宅のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進と広報活動
- ③ 公営住宅のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進

(2) 公共空間の整備

[現 状]

本市においては、山形県みんなにやさしいまちづくり条例等に基づき、公共空間の整備に当たっては、バリアフリー化及びユニバーサルデザインへの配慮に努めています。

[課 題]

市民の意見を取り入れながら、障がい者が安心して外出することができるまちづくりを進めていくことが求められています。

[施 策]

障がい者にやさしい公共空間の確保に努めます。

- ① 公共建築物・道路・公園等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進
- ② 商店等の民間施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進と広報活動

(3) 移動手段の確保

[現 状]

本市では、障がい者の外出支援は、居宅介護での通院介助や地域生活支援事業の移動支援事業により、社会参加のための外出支援を行うとともに、福祉タクシー利用助成、自動車運転免許取得助成及び自動車改造助成を行っています。

さらに、国や業界団体の制度としては、鉄道、バス及びタクシーの運賃や有料道路通行に係る料金の割引制度等の経済的支援があります。

また、障がい者の地域生活のための重要な交通手段である公共交通機関は、デマ

ンドタクシーや鉄道、路線バスなどがあります。

[課 題]

設備面及び運営面での配慮が必要となっています。

また、障がい者の社会参加を促進するため、制度の周知と利活用が求められています。

[施 策]

公共交通機関の充実や交通安全対策の推進を図るとともに、外出支援サービスの推進に努めます。

- ① 利便性向上と安全対策の充実
- ② 外出目的に応じた移動支援の提供
- ③ 国や業界団体の割引制度の利用周知と福祉タクシー等公的福祉制度の利用の推進

(4) 生活安全の確保

[現 状]

地震等の大規模災害時における初期活動を効果的に行うには、日頃から地域での見守り活動が大切となっています。

本市では、平成20年度に高齢者や障がい者等の災害時要援護者プランを策定し、対象者の把握と援護に努めています。

また、地域単位での防犯対策を行っています。

[課 題]

障がい者の近隣に居住する支援者が、的確な状況把握により災害時等の緊急時に対応する必要があります。

[施 策]

障がい者が地域で安心して暮らせるように、災害時等の緊急時に備え、社会福祉協議会や民生児童委員、福祉推進員等と連携し、安全・安心のネットワークづくりを推進します。

- ① 関係機関の連携による緊急時情報伝達、避難誘導及び救助体制の充実
- ② 安全・安心なまちづくり運動の推進

第2節 障がい者の自立促進

1 雇用就労の促進

(1) 一般就労の促進

[現 状]

障がい者の雇用については、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率制度があり、民間企業の法定雇用率は1.8パーセント、地方公共団体の障がい者法定雇用率は常用労働者の2.1パーセント以上と定められています。障がい者が一般雇用の機会を得ることは、依然、困難な状況にあります。

平成22年6月現在山形公共職業安定所管内の民間企業における障害者雇用率は1.53パーセントであり、法定雇用率は達成されていません。

[課 題]

雇用就労は、障がい者の自立、社会参加のためにも重要なことです。働くことによって障がい者が社会に貢献できるように、一人ひとりの状況を踏まえた条件整備を図る必要があります。

地域生活支援事業の職親制度の活用を促進し、障がい者の職場への定着を支援していくことが必要になっています。

また、障がい者の雇用についての事業所の理解は不足しており、こうした各種制度の活用を促進しながら、市内、近隣市町村での障がい者の雇用就労を促進していくことが必要になっています。

[施 策]

障がい者の雇用促進を図ります。

- ① 関係機関との連携による職業の紹介や就職後の定着化の指導を通じた雇用促進
- ② 県やハローワーク等との連携による障がい者の雇用に関わる制度、施策の周知徹底及び市内事業所に対する雇用や就労移行支援への協力要請
- ③ 障がい者就業事業所に対する従業員意識啓発及び働きやすい施設、設備の充実による労働環境向上の要請

(2) 福祉的就労の場の拡大

[現 状]

障がい者が主体的に豊かな生活を送るためには、就労を通じて精神的・経済的に自立することが重要なことです。しかし、本市には、福祉的就労の場として、知的通所授産施設はありますが、希望するすべての方が通所できる状況にはありません。

[課 題]

障がい者が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるように、支援を行っていくことが求められています。

それぞれの事業所が、就労移行支援や就労継続支援といった新しい事業メニューの導入を進めていく必要があります。

[施 策]

各種福祉団体や事業所の協力を得ながら、福祉的就労の拡大に努めていきます。

- ① 障害者自立支援法に基づく就労支援サービスを実施する就労移行支援と就労継続支援事業所への支援

2 スポーツ、生涯学習、社会活動等への参画の促進

(1) スポーツ、レクリエーション活動への参加の促進

[現 状]

障がい者が楽しめるスポーツ、レクリエーション活動の機会の確保は、積極的な社会参加の促進並びに体力の維持増進及び機能訓練にとって必要になっています。

さらに、障がいに対する理解を促すための啓発活動としても重要です。

本市にある山形県総合運動公園においては、毎年、山形県障がい者スポーツ大会が行われています。また、本市の助成事業として天童市身体障がい者福祉協会がスポーツクラブの育成事業に取り組んでいます。

[課 題]

アンケート調査では、地域で活動をしたい項目として、「スポーツ、レクリエーション活動への参加」が「買物」や「旅行」の次に多い回答となっています。

障がい者が利用しやすいイベントや施設の整備等が求められています。

[施 策]

障がいのない人とともに参加できるスポーツ、レクリエーションのイベントやサークル活動の実施を促進していきます。

- ① 障がい者が利用しやすいイベントやスポーツ施設の整備と改善の促進

(2) 生涯学習の推進

[現 状]

生涯学習活動に参加することは、障がい者自身の生活の質の向上や自己実現のために有意義であるとともに、市民の交流の拡大やまちづくりへの発展に寄与します。

しかし、バリアフリー化された施設の数に限りがあり、開催情報の周知不足やコミュニケーション支援（手話通訳等）の不足など、参加に当たっての困難が多く存在します。

[課 題]

アンケート調査では、地域で活動をしたい事項の一つとして「講座や講演会」など行事への参加が求められています。

[施 策]

障がい者が地域における多様な学習機会に気軽に参加できるよう、障がい者に配慮した学習施設、設備等の整備と改善を促進します。

また、障がいのない人とともに活発に活動する生涯学習の推進を図ります。

- ① 学習ニーズに応じた講座の開設と参加の促進

② 文化作品等の発表機会の確保と参加の促進

(3) 障がい者団体の活性化

[現 状]

障がい者やその家族で組織された団体は、当事者や家族の悩みの解消、情報交換及び交流のためだけではなく、市民の福祉意識の啓発、福祉制度などサービスの改革を要望し実現する役割があります。

現在、市身体障がい者福祉協会、天童市手をつなぐ育成会、家族会もみじの会等があります。

[課 題]

障がい者団体の会員の高齢化が進行しており、今後は、会員の増加と団体の活性化が必要となっています。

[施 策]

身体、知的及び精神障がい者団体の活性化を図ります。

- ① 未加入障がい者やその家族の団体への加入促進
- ② 自主的な団体活動の支援
- ③ 3障がい団体の相互交流の促進

(4) 社会活動への参画の促進

[現 状]

障がい者一人ひとりが自分自身の経験や能力を活かして社会活動へ参画し、障がいのある人となない人が協働でまちづくりを進めています。

[課 題]

アンケート調査では、自らが積極的に地域社会の一員として各種活動に参加すべきとの意見が多くを占めており、これらの意見に応えることのできる施策が求められています。

[施 策]

社会活動への障がい者の参画の促進に努めます。

- ① 市で実施される各種施策への参画促進
- ② 政策検討の場である各種審議会、委員会等への参画の促進

第3節 障がいの早期発見と療育指導体制の充実

1 保健・医療の充実

(1) 乳幼児期の保健と療育の充実

[現 状]

近年、障がいは、重複・重度化の傾向にあり、医療に対するニーズが増加しています。本市では、各種の健康診査や健康指導、機能訓練、保健医療体制の充実に努め、市民の健康づくりを進めています。

[課 題]

少子化の進行や女性の社会参加の増大など、女性や子どもを取り巻く環境の変化に対応した、母子の健康の保持と増進を図ることが重要となります。

[施 策]

障がいの早期発見及び早期療育のため、妊産婦健診、乳児健診及び健康相談の充実に努めます。

- ① 乳幼児の健康診査等の事業の推進並びに発育・発達に遅れのある子どもの早期発見及び早期療育体制の構築
- ② 発育の遅れや障がいなどの心配がある子どもたちへの療育指導の実施及び家族に対しての適切な相談指導並びに家族同士の交流会の実施
- ③ 妊娠期の両親や新生児・乳幼児への健康診査、家庭訪問、健康教育・相談の充実並びに障がいなどの早期予防、早期発見及び早期対応
- ④ 健全な子どもの育成につながる、親としての意識向上を図るための子育て支援の充実

(2) 医療と医学的なりハビリテーションの充実

[現 状]

脳血管疾患、内部疾患、精神疾患等に対応したリハビリテーション、講座、教室等の事業を推進しています。また、障害者自立支援法に基づく自立支援医療の適切な利用促進を図っています。

[課 題]

妊娠、出産期における母子の障がいの防止・軽減に向けた周産期医療、その後の障がい児・者へのきめ細かい治療及びリハビリテーション並びに交通事故等による中途障がいの軽減のための高次救急医療等を充実していくことが求められています。

[施 策]

市民が身近で気軽に医療サービスを受けることのできるように、中核となる市民病院、地区医師会及び市内医療機関が連携し、医療サービスの充実に努めます。

- ① 関係機関の協力による予防医療の充実と地域医療体制づくりの促進
- ② 地区医師会と連携した「かかりつけ医」の普及・啓発
- ③ 各疾患や障がいに伴う心身機能の医学的リハビリテーションの促進

- ④ 高次脳機能障がい者の専門医療機関の協力連携による相談支援等各種支援策の促進
- ⑤ 経済的負担の軽減を図るための障がい者医療制度の普及・啓発

(3) 心と体の健康づくりの推進

[現 状]

疾病予防については、市民の自主的な健康づくり活動を促進するとともに、各種健（検）診や健康教育、相談、家庭訪問の保健事業を推進しています。

また、脳血管疾患等により低下した心身機能の維持、増進及び回復を図るため、機能訓練事業(リハビリ教室)を実施しています。

[課 題]

社会問題となっている内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）予防対策や、精神的不安、ストレス等に対応したメンタルヘルス対策を重点的に推進していくことが求められています。

[施 策]

市民の自主的な健康づくりを促進し、疾病や障がいの予防と心身機能の維持、健康増進及び機能回復を図ります。

- ① 日常生活動作訓練、レクリエーション等の機能訓練の推進
- ② うつ予防、ひきこもり予防等のメンタルヘルス対策推進を図るための教室の開催や家庭訪問の実施
- ③ 障がいに関する相談支援事業の充実
- ④ 障がい者に関する医療機関等との連携
- ⑤ 障がい者の家族のための学習、意見交換及び親睦の場の提供並びに情報提供
- ⑥ 各種健（検）診や健康教育、相談、家庭訪問の保健事業の推進と内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防対策

2 療育・教育体制の充実

(1) 特別支援教育体制の充実

[現 状]

近年、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD/HD）、高機能自閉症等の発達障がい児が増加しています。このような状況の中、これまでの盲学校、聾学校、養護学校及び小中学校の障がい児学級という障がい児教育の在り方が根本的に見直され、教育に特別のニーズのある子を含めた特別支援教育が本格的に導入されています。

[課 題]

アンケート調査の結果では、学校等の職員に対し、障がい児の能力や障がいの状態に適した個別指導が求められています。

[施 策]

広域の特別支援学校と小中学校が連携しながら、特別支援教育が推進されるよう支援します。また、専門家チームによる巡回相談を全小中学校で実施します。

- ① 個々の発達状況に応じた就学相談体制の充実。
- ② 支援を必要とする児童・生徒が在籍する学校と保護者に対する専門家による指導や相談体制の充実

(2) 特別支援教育の推進

[現 状]

小中学校では、障がいのある児童・生徒への就学指導を行っています。

[課 題]

教育的ニーズを把握し、適切な指導を行うことができる教員の育成が求められています。

また、障がいのある児童・生徒の高等学校への就学について適切に対応していく必要があります。

[施 策]

小中学校で支援が必要な児童・生徒への特別支援教育の推進に努めるとともに、設置者に対し高等学校での障がい児の受入れ体制の充実を働きかけていきます。

- ① 個別の教育指導計画による支援指導
- ② 特別支援教育コーディネーターを中心とした教職員の特別支援教育に対する理解の促進及び研修会の実施
- ③ 学校施設のバリアフリー化及び安全対策並びに学習機器の充実

(3) 就学前保育・教育等の充実

[現 状]

幼稚園、保育園等においても、障がいや発達の遅れがある幼児を、障がいのある子とない子とともに地域で育てる環境づくりに努めています。

[課 題]

障がい児一人ひとりにきめ細やかな支援を行うためには、乳幼児期から就労に至るまで一貫して計画的に教育・療育を行う必要があります。さらに、学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症等の障がいのある、教育・療育に特別なニーズのある子どもについても適切に対応することが求められています。

[施 策]

就学前の障がい児の教育については、障がいの早期発見と早期療育により、心身のより良い発達を促進することが可能なことから、保健、福祉及び医療との密接な連携のもとに、家庭教育の推進及び就学相談支援体制の整備を図ります。

- ① 教育委員会、小中学校等との連携による各種相談の実施
- ② 障がい児保育の充実
- ③ 就学前障がい児の保育の場としての「市立のぞみ学園」の利用促進
- ④ 障がいの早期発見のための家族に対する助言指導、早期療育相談支援体制等の充実

第4節 在宅福祉サービスの充実

1 在宅生活支援サービスの充実

(1) 在宅生活支援の充実

[現 状]

本市では、家族等の介護負担の軽減を図るため、在宅生活支援サービスとして、ホームヘルプサービス等を実施してきました。

さらに、支援費制度が導入され、身体障がい者、知的障がい者及び障がい児のホームヘルプサービスとショートステイについては、契約制度へ移行し、株式会社、NPO法人への規制緩和が図られ、利用の拡大が進んでいます。

また、平成18年度から障害者自立支援法が導入され、精神障がい者のホームヘルプサービスもサービス対象となりました。事業者には、これらに対応するための受入れ体制の整備が求められており、福祉サービス事業を担う障がい福祉事業者の役割が重要となっています。

[課 題]

法制度の大幅な改正により、これまでの福祉サービスが自立支援給付事業と地域生活支援事業に大きく分けられるなど、助成内容や利用者負担の考え方が変化していることから、今後も、制度の適切な運用を図るとともに、在宅生活支援の充実に努めていく必要があります。

[施 策]

障がい者の多様なニーズに対応した生活支援体制の整備を図り、福祉サービスの量的及び質的充実に努めるとともに、すべての障がい者が豊かな地域生活を送るために必要な支援を行います。

- ① 自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）、補装具費の円滑な提供及び地域生活支援事業の日常生活用具給付・貸与の充実
- ② 盲導犬、介助犬及び聴導犬の利用環境の啓発

(2) 日中活動支援の充実

[現 状]

障害者自立支援法の施行により、入所施設は、日中活動の場と夜間の住まいとが分かれました。

また、入所していない障がい者への日中のサービス提供が可能となりました。

本市においては、日中活動の場となる施設は、知的授産施設、精神障がい者地域活動支援センター及び心身障がい者小規模作業所があります。

[課 題]

施設から地域へという障害者自立支援法の趣旨から、日中活動の場の確保は障がい者の自立と社会参加及びその家族等の介護負担の軽減のために重要となります。

今後、特別支援学校卒業生の増加、長期入院後の精神障がい者の地域生活への移

行により、日中活動の場の需要が高まることから、障がい者福祉施設等の充実が求められています。

[施 策]

地域生活を送るために、日中の活動の場のデイサービス等を身近な地域で利用できるように支援していきます。

- ① 福祉的就労や社会参加事業等日中活動の場の充実を図り、障がい者の自立を促進するための支援
- ② 利用者ニーズを基本とし生活介護、療養介護、日中一時支援、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター事業等日中活動の場の充実と利用の促進
- ③ 高齢者施設の活用による障がい者施設不足への対応

(3) 居住の場支援の充実

[現 状]

障害者自立支援法による居住系サービスは、介護給付としての施設入所支援及びケアホームと訓練等給付としてのグループホーム並びに地域生活支援事業としての福祉ホームに区分されます。

また、これまでの療護施設、授産施設及び更生施設は、日中活動と住まいが明確に分離され、施設入所支援として住まいの部分が介護給付となりました。

さらに、介護が必要な方のためのケアホームと介護が必要でない方のためのグループホームに分かれています。

[課 題]

本市には、精神障がい者を対象としたグループホームが1カ所ありますが、身体、知的及び精神障がい者の居住の場の確保が重要となっています。

アンケート調査では、ケアホームやグループホームを求める回答が多く、アパート等を利用したグループホームや福祉ホームの設置が必要になっています。

[施 策]

地域での居住の場であるケアホーム、グループホーム、福祉ホームについて、障がい者のニーズに応じて利用できるよう施策の充実を図ります。

- ① 補助事業等を利用した社会福祉法人、NPO法人及び不動産事業所など新規事業者の参入の促進

(4) 相談支援体制の充実

[現 状]

身近な地域で障がい者及びその家族並びに介護者が、直面している生活課題や福祉サービスの情報について、適切な相談支援を受けることは自立した生活を送るために必要になっています。

本市では、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生児童委員等も個別に相談を受け支援につながるよう努めています。

また、精神障がい者の困難ケースにおける相談支援は、個別ケースの相談支援を

指定相談支援事業所に委託を行うとともに、身体及び知的障がい者の困難ケースも、サービス事業者と連携し個別相談を行っています。

[課 題]

アンケート調査の福祉サービスの利用意向では、相談支援を望む回答が知的、精神障がい者で1位を占め、身体障がい者でも3位となっています。

困難な相談事例の対応については、相談支援専門員等の専門的な知識と情報を有する相談支援事業者が行政機関やサービス事業所と密接に連携しながら、利用者本位の相談支援を実施していくことが求められています。

[施 策]

各部門が連携し、障がい者及びその家族並びに介助者が抱える問題の解決に向け、助言、情報提供及び他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。

- ① 障がい者が気軽に相談や情報提供が得られる場所の確保に向けた、相談支援事業所による窓口設置の促進
- ② 福祉サービスの検討・点検をする市障がい者自立支援協議会の定期的な開催とネットワーク化

(5) コミュニケーション支援の促進

[現 状]

視覚、聴覚及び言語障がい者が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠となっています。

本市では、障がい者団体や手話サークル、声による市報の提供などをしています。今後、さらに活発な活動を促進することが重要となっています。

[課 題]

高齢者などの疾病による後天的聴覚障がい者は、手話による意思の疎通が困難なことから、要約筆記による支援など、多様なコミュニケーション支援が必要となってきます。

[施 策]

地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業を活用しながら、在宅でのコミュニケーションを支援するFAX等の機器給付を行うとともに、重度の聴覚障がい者に対して手話通訳者の派遣を行います。

- ① 日常生活用具給付等事業による情報提供と意思疎通支援用具等給付の実施
- ② 手話通訳者及び要約筆記者の派遣並びに手話通訳者養成支援
- ③ 「声の市報」の提供

(6) 権利擁護の推進

[現 状]

障がい者の権利を擁護する方法としては、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理を援助する日常生活自立支援事業で後見人等が法律行為を代理する成年後見制度があります。

日常生活自立支援事業は、山形県社会福祉協議会が実施主体となっており、天童市社会福祉協議会が本市における相談窓口としての役割を担ってきました。

また、成年後見制度は、家庭裁判所に申立てをして手続をするものですが、本市ではその普及や利用支援に努めています。

[課 題]

障がいの程度によりサービスが容易に利用できない、又は身の回りのことや金銭管理ができないといったケースへの対応、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止救済など障がい者の権利擁護事業強化が求められています。

そのため、制度の活用を促進しながら、障がい者の権利擁護を進めていくことが求められます。

[施 策]

各種制度や事業を活用し、障がい者の権利擁護に努めます。

- ① 地域生活支援事業における成年後見制度支援事業の周知と利用促進
- ② 日常生活自立支援事業及び各福祉サービスの利用並びに日常生活上の金銭管理の援助
- ③ 天童市障がい者自立支援協議会を中心とした家庭及び地域における虐待、金銭詐取等の防止ネットワークの強化

第5節 福祉施設の整備充実

1 福祉施設の整備充実

[現 状]

障害者自立支援法では、軽度の障がい者が入所施設を退所した後に、住み慣れた地域での生活が可能になる在宅福祉サービスや地域福祉の充実が求められています。

また、これまで入所施設を利用していた重度の障がい者についても、日中活動と夜間の住まいが明確に分かれ、住まいが施設入所支援となり、日中活動が生活介護となりました。

[課 題]

本市の障がい者のための福祉施設は、知的障がい者対象の授産施設、重度心身障がい者対象の心身障がい者通所小規模作業所、心身障がい児対象の心身障がい児小規模通園施設及び精神障がい者対象の地域活動支援センターがあります。

市内の障がい者施設は通所施設で、入所支援は他市町村の施設にその多くを依存しています。

[施 策]

既存の福祉施設を効率的に利用するとともに、社会福祉法人の施設設置とその整備促進を図ります。

- ① 大字矢野目字沼田地域を障がい者施設整備のための区域とし、市有地有効利用のための周辺環境整備並びに障害者自立支援法移行に伴う福祉サービスの実施及び定員拡大事業への支援
- ② 関係機関や既存の入所施設との連携による入所対象障がい者への早期入所支援の提供
- ③ 市内の福祉施設に対する、短期入所施設設置の働きかけ

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進

1 障がい者のニーズの把握と反映

本計画に掲げた各種施策やサービスを効率的に実施するため、施策の内容やサービスの提供の方法については、必要に応じて障がい者との意見交換の場を設け、障がい者本人及びその家族並びに関係団体の意見を聞き障がい者福祉サービスのニーズの把握に努めます。

2 地域社会の理解

障がいのある人とない人が共生する地域の実現のためには、地域住民から障がいについての正しい理解を深めてもらう必要があります。

そのため、市はもとより、社会福祉協議会、関係機関・団体とも連携し、市民に対する広報・啓発を継続的に行い、交流事業の充実や地域住民主導の福祉活動を促進していきます。

第2節 推進体制の整備

1 庁内推進体制の整備

関連各課や関係機関との連携を強化し、この計画を実施していくために、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が障がい者に配慮しながら職務を遂行することができるように、職員の障がい福祉に関する知識の習得と意識の高揚を図ります。

2 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進を図るためには、さまざまな団体や組織に加えて、市民一人ひとりの参加が不可欠です。そのため、市民と行政の連携を強め、それぞれの役割を検討しつつ計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、各種団体からの参画を得て設置した天童市障がい者自立支援協議会の意見・提言に基づき、本市の障がい者福祉に関する支援体制の確立や市内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

3 行財政の効率的運用

本計画の推進に当たっては、今後増大する福祉ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応するため、本市の推進する行財政改革との整合を図りながら、効率的、効果的な事業展開に配慮します。

また、障害者自立支援法の改正状況や医療保険、各種年金等の社会保障制度の見直し等に関する国の動向を見極めながら計画を推進します。

※ 用語の解説

【あ行】

■移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行う事業。障がい者の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としている。地域生活支援事業の必須事業のひとつ。

■NPO

Non-Profit Organization の略で非営利団体を意味し、行政組織や企業組織とは独立した存在として、ボランティア等社会的な公益活動を行う組織・団体。

【か行】

■学習障害(LD)

Learning Disabilities の略。全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算する等の特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障がいの総称。

■グループホーム（共同生活援助）

介護を必要としない障がい者が、数人で共同生活を行う住居(アパート、マンション、一戸建て等)のこと。同居或いは近隣に居住している世話人が、食事の提供、相談、その他の日常生活上の援助を行う施設。

■ケアホーム（共同生活介護）

程度の重い障がい者が、数人で共同生活を行う住居(アパート、マンション、一戸建て等)のこと。同居或いは近隣に居住している世話人が、入浴、排泄、食事の介護等を行う。障害者自立支援法の施行により新たに創設されたサービス。

■権利擁護事業

知的障がい者、精神障がい者や認知症の高齢者等の判断能力が十分でない人の人権、権利を擁護するための事業で、「成年後見制度」の事業や「日常生活自立支援事業」等を含む。

■高次脳機能障害

病気や事故等の原因で脳が損傷されたことにより、言語、思考、記憶行為、学習、注意等に障がい起きた状態のことをいう。身体障がいまたは器質精神病等を併せ持たない限り、現行の障がいの定義に当てはまらないことから、その特性に応じた社会支援の仕組みが求められている。

【さ行】

■手話通訳者

厚生労働大臣が認定した法人が実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格した者（手話通訳士）。県の行う手話通訳者養成研修を終了し登録を受けた者で聴覚障がい者の理解力に応じた能力が求められる。

■障害者基本法（昭和45年法律第84号）

障がい者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。平成16年6月に大幅に改正された。

■障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の略称で昭和35年に身体障害者雇用促進法として、障がい者の雇用義務を定め雇用を促進することによって、障がい者の自立を促進することを目的として公布された。昭和64年に現在の名称に改正されるとともに、知的障がい者が、身体障がい者と並ぶ法的雇用義務の対象となった。さらに、平成18年度からは、精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障がい者についても雇用率に計上することができることとされた。

■障害者週間

平成7年度から、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして、毎年12月3日から12月9日までの1週間が「障害者週間」とされた。平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として法律上も設定された。

■障害者自立支援法（平成17年法律第123号）

障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。（平成18年4月施行）

■小規模作業所

障がい者、親、ボランティアを始めとする関係者で運営されている地域密着型の福祉施設であり、一般の企業等で働くことが困難な障がい者の就労や日中活動の場の提供、日常的な相談支援や情報提供等、さまざまな機能を果たしている。障がい種別や設置主体等により、さまざまな形態や施設名称がある。

■ショートステイ

短期入所。障がい者の介護を行っている人の病気、その他の理由(私的な理由を含む。)により、障がい者が居宅において介護を受けることができない場合に、障がい者が一時的に障がい者施設等に短期間入所すること。

■自立支援協議会

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして導入された仕組みで、市町村が設置する地域自立支援協議会と都道府県が設置する都道府県自立支援協議会がある。

地域自立支援協議会は、相談支援事業の中立、公平性確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、地域の中核的役割を果たす協議の場として設置されるもので、具体的には困難事例への対応のあり方に関する協議、調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。都道府県自立支援協議会は、地域自立支援協議会との連携のもと、地域における相談支援体制の支援や全県的な相談支援体制づくりのための協議等を行う。

■身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい②聴覚又は平衡機能の障がい③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい④肢体不自由⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫の機能障がい)で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

■精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

■精神通院医療

精神障がい者の通院医療を促進し、かつ、適正医療を普及させるため、都道府県がその医療に関する費用を公費で負担する制度。

■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代りに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る。

■相談支援事業

障害者自立支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障がい者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、相談、ケア計画の作成、事業者の紹介やサービス調整等の援助を行う。また、個別給付サービスとして、重度や地域生活に移行した障がい者に対するサービス利用計画の作成、利用に伴うモニタリング等の総合的な支援を行うサービス利用計画作成費事業が新たに位置づけられた。

【た行】

■第2期天童市障がい福祉計画

※障がい福祉計画

障がい福祉サービスの必要量を見込むとともに、そのサービス提供体制の計画的な整備を図り障害者自立支援法制度の円滑実施を確保しようとするもの。

(第2期天童市障がい福祉計画の概要)

1 障害者自立支援法第88条の規定による、市町村障がい福祉計画

2 計画策定の趣旨

平成18年度から平成23年度を計画の期間として第1期天童市障がい福祉計画を策定し、その後の利用実績により、障がい者が求めているサービス種類や量を勘案し、利用実態に即した数値目標が反映されるよう、第1期計画を見直し、第2期天童市障がい福祉計画を策定した。

3 基本的理念

(1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

(2) 身体・知的・精神障がいに係る福祉サービス等の制度の一元化

(3) 地域生活移行や就労支援の課題に対応したサービス基盤の整備

4 計画の期間及び見直しの時期

(1) 平成21年度から平成23年度の3年間の計画。

(2) 第3期天童市障がい福祉計画は、見直しを平成23年度末までに行い、平成24年度から平成26年度を期間として作成する。

5 平成23年度の数値目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

平成23年度末までに、平成17年10月現在の福祉施設入所者数75人から69人にすることを目指す。

(2) 入院中精神障がい者の地域生活の移行目標

受入れ条件が整えば、退院可能な精神障がい者36人のうち、32人への減少を目指す。

(3) 福祉施設から一般就労への移行目標

平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を4人以上にすることを目指す。

(4) 指定障がい福祉サービス等種類ごとの見込み量

(1月当たり)

サービス種別	平成23年度
(1) 訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)	2,372 時間 (52 人)
(2) 日中活動(通所)系サービス (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所)	4,086 日 (237 人)
(3) 居住系サービス (グループホーム、ケアホーム、施設入所支援)	101 人
(4) 相談支援	30 人

6 地域生活支援事業の実施

(1) 事業の目的 障がい者が、能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域生活支援事業を実施する。

(2) 事業の種類

①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業
④移動支援事業 ⑤地域活動支援センター機能強化事業 ⑥その他の事業

■地域活動支援センター

障害者自立支援法の施行により実施されている地域生活支援事業の一つで、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。

■注意欠陥/多動性障害(ADHD)

Attention Deficit/Hyperactivity Disorder の略。単調な作業を長時間できない、忘れっぽい、ささいなミスをする、考えずに行動する、落ち着きがない等の注意力散漫、衝動性、多動性の症状が見られる障がいのこと。

■デイサービス

在宅の障がい者に対して、地域の福祉施設等において機能回復訓練、入浴、食事等を提供するサービス。日帰り介護。

■特別支援教育

学校教育法に基づき、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、その障がいに応じた教育を行うことを目的とした教育。なお、平成19年4月から、「特殊学級」の名称を「特別支援学級」に、盲、ろう、養護学校の名称は「特別支援学校」に変更された。

【な行】

■内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）

「代謝異常症候群」という意味。状態としては、内臓脂肪による「肥満」の人が、「高血糖」、「高脂血」、「高血圧」といった生活習慣病の危険因子を二つ以上持っている状態のこと。

■日常生活用具

重度の障がい者等の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者のための点字タイプライター、電磁調理器、聴覚障がい者のための通信装置、情報受信装置、肢体不自由者用の特殊寝台、入浴補助用具等がある。

■ネットワーク

福祉分野でのネットワークとは、複数の人や組織が互いに結びつき、多様な効果を出している状態のこと。

■ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいを持つ人も持たない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方。

【は行】

■発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、/注意欠陥多動性障害等脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。

■発達障害支援法(平成16年法律167号)

発達障がいを早期に発見し、発達に障がいのある人の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

■バリアフリー

「障がい者が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア: **Barrier**)となるものを除去(フリー: **Free**)する。」という意味で、建物や道路の段差等の生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

■ハローワーク

職業安定法(昭和22年法律141号)に基づいて、職業紹介、指導、失業給付等を全て無料で手掛ける国の行政機関。正式名称は「公共職業安定所」。

■福祉ホーム

住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う施設。

■法定雇用率

社会連帯の理念に基づき、障がい者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合(=法定雇用率)の身体障がい者、知的障がい者を雇用する義務を事業主に課す制度。一般の民間企業の法定雇用率は1.8パーセントであり、56人で1人の雇用が必要。平成17年度の法改正で精神障がい者の雇用も雇用率の算定に適用されることになった。

【ま行】

■メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の項参照。

■メンタルヘルス

精神保健のこと。

■民生児童委員

民生委員法(昭和23年法律第198号)により厚生労働大臣から委嘱された者で任期は3年。民生委員は児童福祉法(昭和22年法律第164号)により児童委員を兼任する。

【や行】

■山形県みんなにやさしいまちづくり条例（平成11年山形県条例第32号）

高齢者や障がい者を含むすべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動への参加の機会がひとしく与えられる社会の実現に寄与するため制定された。県民、事業所及び県がそれぞれ共通の認識と連携のもとに、それぞれの立場でその役割を担い、福祉のまちづくりに取り組むこととしている。

■ユニバーサルデザイン

特定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを超えて、すべての人の行動を念頭に置いて考慮して、計画及び設計すること。

【ら行】

■リハビリテーション

障がい者等に対する機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的等の諸領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加をめざすものとして、障がい者福祉の基本的理念となっている。

■療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された者に対して交付され、相談、指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、山形県ではA、Bの2段階に区分している。